

1 【12-1 性別の取扱いの変更申立事件 認容した事例】

2 平成27年(家)第×号 性別の取扱いの変更申立事件

3 判斷

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申 立 人 △ △ △ △

7 平成2年3月×日生

8 主文

9 1 申立人の性別の取扱いを男から女に変更する。

10 2 手続費用は申立人の負担とする。

11 理由

12 本件記録によると、申立人は、男性として出生したが、性同一性障害者の性別の
13 取扱いの特例に関する法律 2 条に定義される性同一性障害者に当たり、また、同法
14 3 条 1 項各号のいずれにも該当すると認められる。【注】

15 よって、主文のとおり審判する。

16 平成 27 年 4 月 × 日

17 A家庭裁判所 B支部

¹⁹ 【注】性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の概要につき 家庭裁判所報5

20 6巻9号1頁以下(平成16年)改正法につき、時の法令1828号53頁以下(平成2

21 1 年) 参照。

22

23

1 【12-2 性別の取扱いの変更申立事件 認容した事例】

2 平成28年（家）第×号 性別の取扱いの変更申立事件

3 審 判

4 本籍 A県B市C町××番地

5 住所 A県B市D町×丁目×番×号

6 申立人 △ △ △ △

7 昭和53年3月1×日生

8 主 文

9 1 申立人の性別の取扱いを女から男に変更する。

10 2 手続費用は申立人の負担とする。

11 理 由

12 第1 申立ての趣旨

13 主文1項に同旨

14 第2 当裁判所の判断

15 1 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

16 (1) 申立人は、昭和52年3月1×日、長女として出生した。

17 (2) 申立人は、幼少期より自己の性別に違和感を覚え、中学入学時には女生徒
18 用の制服や自己の身体に対する嫌悪感が強くなった。

19 (3) 申立人は、平成18年4月からホルモン療法を開始し、平成19年12月
20 から精神科を受診し、平成20年3月に乳房切除術を受け、平成27年10
21 月に性別適合手術を受けた。同手術により生殖腺の機能は失われ、また、外
22 性器は男性器に近似している。

23 (4) 申立人は、平成28年1月×日付け診断書により、性同一性障害者である
24 と診断された。

25 (5) 申立人は、現在、結婚しておらず、未成年の子もいない。

1 2 以上によれば、申立人は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法
2 律2条の性同一性障害者に当たり、同法3条1項各号のいずれにも該当すると
3 認められるから、その性別の取扱いを女から男に変更するのが相当である。

4 3 よって、主文のとおり審判する。

5 平成28年4月×日

6 A家庭裁判所B支部

7 裁判官 ○ ○ ○ ○

1 【13 特別養子縁組申立事件】

2 平成28年(家)第△×号 特別養子縁組申立事件

審判

4 本籍 A県B市C町×丁目××番地×

5 住 所 A県B市C町×丁目××番×

申立人 (養父となるべき者) 甲 野 太 良郎

7 本籍及び住所 上記申立人と同じ

8 申立人 (養母となるべき者) 甲 野 花 子

9 本籍 D県E市F町×丁目××番地×

0 住 所 申立人らと同じ

野郎者と子孫なるをめぐらす。

12 平成 27 年 10 月 × 日 生

14 本 稿 未成半者と同じ

15 住 所 D棟101号

食生活。

乙 野 電 子

10 上 六

1 未成熟者を中心とした特別食

200 『小説賞用語辞典』(大河内, 1996).

1 (1) 申立人らは、昭和35年6月×日生（申立人甲野太郎）及び昭和45年2
2 月×日生（申立人甲野花子）で平成22年に婚姻した夫婦である。

3 (2) 申立人らは、申立人甲野太郎所有の一戸建で、申立人甲野太郎が会社に勤
4 務して得た給与収入で安定した生活を送っている。

5 (3) 実母は、平成27年10月×日、未婚のまま未成年者を出産したが、未成
6 年者を養育することが経済的に困難であったことから、児童相談所に相談の
7 上、未成年者を養子に出すことにした。

8 (4) 申立人らは、平成27年3月にA県から里親認定を受けたところ、同年1
9 月、児童相談所から未成年者を紹介され、同年12月×日から、未成年者
10 を養育している。

11 (5) 実母は、本件特別養子縁組に同意している。なお、未成年者は実父から認
12 知されていない。

13 (6) 申立人らの養親としての適格性や平成27年12月以後の未成年者の監護
14 状況に問題はなく、未成年者との関係も良好である。

15 2 上記認定事実によれば、本件において、民法817条の3ないし7の各要件
16 を満たすものと認められるから、主文のとおり審判する。

17 平成28年12月××日

18 A家庭裁判所

19 裁判官 ○ ○ ○ ○

20 【注】特別養子縁組の事案においては、養子となるべき子の出生の経緯等、デリケートな
21 内容を扱うことから、本件のように、実親の同意を得た上で特別養子縁組の成立の審判を
22 する場合は、理由については、「相当と認め」などと簡略な記載にとどめることも考えら
23 れる。もっとも、実親の同意なく特別養子縁組の成立の審判をする場合や、申立てを却下
24 する場合においては、詳細に理由を示す必要がある。

25